

令和 5 年 7 月

保護者の皆様へ

二学期からの給食費を無償にします

日頃より、学校及び幼稚園運営にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

江戸川区では、令和5年9月1日から区立小中学校の給食費を無償にします。また、区立幼稚園においては、弁当による給食を実施し、かかる費用を無償にします。

このたび、6月の江戸川区議会での承認を得て、無償化を実施することとなりました。

江戸川区長 齊藤 猛
江戸川区教育委員会
教育長 蓮沼 千秋

令和5年7月8日

保護者の皆様へ

学校給食費の無償化実施について

日頃から、学校給食に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。

江戸川区では、区の子育て支援策を拡充した「えどがわ50の子育て支援プラン」の一つである小中学校の給食費の無償化を実施することになりました。実施時期は令和5年9月（第2学期）からとなります。無償化の経費は区からの補助金として支出しますが、交付申請や実績報告等の補助金に係る各種手続きを学校長へ委任していただく必要がありますので、保護者の皆様には「江戸川区立小中学校及び幼稚園給食費無償化事業補助金交付申請等委任状」（以下、委任状という。）のご提出をお願いいたします。具体的な内容は下記のとおりです。

記

1 対象者

江戸川区立小中学校に在籍する児童・生徒の保護者

2 手続方法

このお知らせをご覧になり、委任状を在籍する学校へご提出ください。

（保護者の委任を受けた各学校長が区へ無償化の経費（補助金）の交付申請等の各種手続きをします）

委任状は、7月12日（水）までにご提出ください。

3 補助金額（月額）

小学校			中学校
低学年	中学年	高学年	
4,330円	4,680円	5,030円	5,730円

4 その他

就学援助・就学奨励、生活保護の認定を受けられている方につきましても、委任状のご提出をお願いいたします。

委任状の委任期間は在籍校を卒業するまでです。江戸川区内で転校した際は、転校先の学校で改めて委任状をご提出ください。

問い合わせ先

葛西第二中学校（電話 3680-5146）

学務課給食保健係（電話 5662-1626）

学務課学事係（電話 5662-1624）

江戸川区立小中学校及び幼稚園給食費無償化事業補助金交付申請等委任状

年 月 日

江戸川区教育委員会教育長 殿

申請者(委任者)

住 所 _____

氏 名(保護者) _____

江戸川区立小中学校及び幼稚園給食費無償化事業補助金交付要綱第5条の規定により、以下の事項に同意の上、学校長又は園長に委任します。

【委任事項】

- 1 江戸川区立小中学校及び幼稚園給食費無償化事業補助金(以下「補助金」という。)の交付申請及び受領に関する事。
- 2 補助金の交付(不交付)決定に関する事。
- 3 補助金の管理に関する事。
- 4 補助金の実績報告に関する事。
- 5 補助金の返還に関する事。
- 6 補助金の交付取消に関する事。

受任者 江戸川区立葛西第二中学校長

対象生徒

生徒氏名	
学校名及び学年・組・生徒番号	江戸川区立 学校 年 組 番

- ※ 対象児童生徒又は園児の保護者が自署の上、在籍校(園)へ提出してください。
- ※ 小中学校は学年を記載し、幼稚園はクラス(組)を記載してください。
- ※ 委任期間は在籍校(園)を卒業(園)するまでです。江戸川区内で転校した場合は転校先で改めて本委任状を提出してください。
- ※ 氏名に変更が生じた場合は、学齢簿に準ずることとします。
- ※ 委任をされない場合、本補助金の交付はできません。